



資料 3 - 1

令和7年度第3回 埼玉県社会教育委員会議

「社会教育人材の育成・活躍促進のための環境整備について」

令和8年3月30日（月）

「社会教育人材の育成・活躍促進のための環境整備について」

(1) 社会教育主事の配置促進について

→社会教育主事配置のメリットを伝える必要がある。

(2) 社会教育士の認知度向上や有用性の周知、活躍場所の拡大について

→まだ有資格者が少ない。活躍している事例を示す必要がある。

(3) 社会教育人材のネットワーク化について

→目的、メリット、動線を明確に示す必要がある。

(4) 継続的な学習機会の確保について



ネットワークをどのような場としてとらえるか

- ・ 認知度向上や活躍場所の拡大
 - 個々人の努力だけでは限界がある
 - ・ 学習機会の確保
 - 単発の研修では継続しにくい、県主導では主体性に欠ける
 - ・ ネットワーク
 - 名簿的なものでは意味がない
- 「人材がつながり、経験や学びが循環する仕組み」が共通の課題

- ・ 社会教育士の活躍の場は
 - ネットワークを通じて見える・広がる
 - ・ 継続的な学習は
 - ネットワークの中で実践と結び付く
 - ・ 認知度向上は
 - ネットワークに蓄積された事例の発信が鍵
- 他の論点は、ネットワークの設計と切り離しては考えにくい

1. テーマ別のポイント

②域内の社会教育人材・団体の状況

〈先進的な取組事例〉

（社会教育人材の養成について）

- ・社会教育主事講習が、夜やオンラインなど、日中働いている者も受講がしやすい形式で実施されるよう、講習実施機関と連携して工夫している。
- ・社会教育士制度の創設以前より、社会教育に関係する研修を体系化し、指定の科目を受講することで、県独自のコーディネーターの称号を得られる仕組みを設けており、社会教育主事講習の入門としても活用されている。
- ・社会教育主事講習の受講後、3年以内の職員にフォローアップ研修を独自に実施するなど、学びなおしの機会を提供している。

（社会教育人材の活躍促進について）

- ・本人の許可を得て、社会教育主事講習受講者の名簿を県内市町村に共有したり、各々の活動分野や地域を示した社会教育士のリストを公表したりするなど、社会教育人材の見える化に取り組んでいる。
- ・県が実施する研修において、社会教育士をファシリテーターに積極的に採用している。
- ・社会教育主事有資格者を処遇面（手当）で優遇している。
- ・地域の社会教育人材や一般社団法人・NPOなどが、高校教育や地域おこしに関する取り組みと連携しながら、高校生の探究学習を社会教育の観点から支援している。

（社会教育関係団体について）

- ・民間企業やNPO等が社会教育分野の活動に参入し、委託事業等を通して行政と一体的に取組を実施している。
- ・社会教育施設の指定管理を担う企業・団体の採択要件として、職員に社会教育主事講習を受講させることを盛り込んでいる。
- ・社会教育主事講習を指定管理企業・団体の職員が受講することで、社会教育に関する知見が継続的に蓄積され、効果的な施設運営に寄与している。

〈課題に関する意見等〉

（社会教育人材の養成について）

- ・複数府県の大学により毎年度持ち回りで行われている社会教育主事講習は、特に居住地域での開催年でない場合、受講定員に限られることや、移動や宿泊に要する時間や費用等が過大であることなどを背景に受講者数が少なくなる傾向がある。
- ・大学において社会教育主事養成課程を廃止する動きが進んでいる。
- ・社会教育主事講習修了者の継続的な学びなおしの機会の創出が課題。
- ・社会教育に関する事務を首長部局が補助執行している場合、教員関係者に講習の情報が届きにくくなるためか、受講者がいないこともある。

（社会教育人材の活躍促進について）

- ・都道府県を通じて社会教育主事講習の受講を申し込んだ域内の社会教育主事・社会教育士については把握できるが、それ以外の社会教育に関係する分野で活動している者については情報を入手する手段がない。
- ・地域連携のための県独自のコーディネーター人材の育成に力を入れているものの、社会教育士の称号を持っているかについて把握できていない。
- ・行政としては社会教育の新たな担い手になりうると考えている人材がいるものの、当人がその活動が社会教育であるとの認識がなく、関係構築ができていない。

（社会教育関係団体について）

- ・社会教育施設の運営を指定管理者が担っているが、社会教育担当部署は活動の基本方針の策定等のみ行っており、各施設の詳細な活動状況を把握できていない。
- ・一部の社会教育関係団体が首長部局の所管となったことで、教育委員会においてその動向を把握できていない。
- ・社会教育活動は無償で行われるものという認識が強く、社会教育団体に予算を措置することが財政当局に理解されない。

1. テーマ別のポイント

③社会教育人材ネットワーク構築に受けた取組状況

〈先進的な取組事例〉

- 域内に社会教育主事講習の会場を有する都道府県では、講習の段階から他の受講者とのつながりが形成され、講習修了後も継続的な情報交換や事業の立ち上げ等を行うなど、より強固な人材ネットワークが構築されている。
- 県内の有志の社会教育士のグループと、県の社会教育担当部署で勉強会を実施した。
- 社会教育主事の交流会に、社会教育士やNPOなど社会教育に関心のある者も参加可能とすることでより広範なネットワークの構築を図っている。
- 域内における様々な既存の人材ネットワークに社会教育担当部署の職員が参画し、社会教育に関心のある者の取り込みを進めている。
- 首長部局が実施している地域人材のネットワーク化を図る事業の事務局を教育委員会が担当し、首長部局と教育委員会が連携して効果的な推進を図っている。

〈課題に関する意見等〉

- どのような社会教育人材が県内にいるのか把握が困難であるため、ネットワークの構築が進んでいない。
- 首長部局の政策としても人材ネットワークの構築が進められており、業務の重複を避けながら適切な連携を図るのは調整が難しい。
- ネットワークを持続可能なものにしていくため、どこまで行政が主導的にネットワークを構築していくべきか、関与の度合いについては慎重な検討が必要。

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会第16回資料「答申の骨子」

(5)社会教育人材ネットワークづくりに向けて

- 社会教育の裾野を広げていくに当たっては、様々な分野において社会教育人材が増加することと並んで、彼らの活動の質を高めたり、幅を広げたりしていける環境を整えることが重要。具体的には、社会教育人材が、継続的な学びの機会を得たり、相互に活動に関する情報を共有したり、連携・協力を図れる相手と知り合えたりするような、相互につながりあえる社会教育人材ネットワークが必要。
- 社会教育人材ネットワークの構築・運営及び活性化は、社会教育人材を通じた社会教育の振興を図ることに他ならず、各地方公共団体において社会教育行政の一環として取り組まれることが必要。また、その構築に向け、一定の広域性と規模を持つことが多様な取り組みに関する情報共有を図り、相互の資質向上や活躍の場の拡充に資するものとするうえで有効であることから、都道府県等が中心的な役割を担うことが適当。

- この他にも、社会教育人材のネットワークは全国規模、地域単位、同窓会型、関心分野別等、その機能に応じて複層的につながり、情報交換、交流、研修等を行うことが考えられる。
- 一方で、地域に存在する社会教育士の実態が網羅的には把握されていないという課題があることから、幅広いネットワークの構築に当たって都道府県等を中心とした情報の集約・集積等が必要。また、こうした取り組みをより効率的に行うことに資するものとして登録制度の創設が望まれる。
- 国は、定期的なオンライン会議や研修会等の開催を通じて都道府県・指定都市の社会教育主事との連携を強化することで全国規模のネットワークを構築する。
- また、国が、複層的なネットワークを醸成・支援する一環として、例えば、各地域で形成されつつある社会教育人材のネットワークがゆるやかにつながることを促すことも有効。